

2. 同和問題

【施策の方向性】

部落差別は、差別を温存、助長する因習等をなくし、全ての人の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消しうるものと考えます。

今後の推進にあたっては、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と反省を踏まえつつ、引き続き諸政策の総合的かつ計画的な推進を図り、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、地域、職場、行政が連携し、効果的に事業・研修会等を行います。

これらの取り組みを通して同和問題に対する確かな人権意識を培い、自主的に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

課 題 目 標	① 啓発の推進 (ア) 住民に対する啓発活動の充実 (イ) 企業に対する啓発活動の充実 (ウ) えせ同和行為の排除 ② 教育の推進 (ア) 学校教育における人権・同和教育の推進 (イ) 社会教育における人権・同和教育の推進 ③ 隣保館、教育集会所の事業推進 (ア) 教育・文化活動の推進 (イ) 交流事業の推進 (ウ) 相談事業の推進
------------------	---

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
① 啓 発 の 推 進	身元調査お断わり、各種窓口業務	差別につながる身元調査、土地調査を断る。 また、第三者による各種証明書の不正取得を防止する。	A	全 課
	同和問題啓発強調月間の取り組み	7月の同和問題啓発強調月間に際し、市民の同和問題に対する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るため街頭啓発を行う。 また同和問題講演会を開催する。	A	人権・同和対策課 教育委員会
	(ア) 朝倉地区人権・同和対策推進協議会	筑前町、東峰村、朝倉市が連携して活動することにより、朝倉地区における人権・同和問題の解決を図る。	A	人権・同和対策課
	部落差別解消のための取り組み	各種学習会や研修会において、「部落差別の解消の推進に関する法律」（H28.12月施行）及び「部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」（R1.12月施行）の周知及び啓発に努める。	B	人権・同和対策課
	人権セミナー	人権セミナーを開催し、同和問題に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課
	(イ) 朝倉地区企業内同和問題推進協議会との連携	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、公正・公平な採用、企業内における人権・同和問題学習を推進する。	A	人権・同和対策課
	(ウ) えせ同和行為の排除	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、えせ同和行為を排除する。	A	人権・同和対策課
② 教 育 の 推 進	学校における人権・同和教育の推進【再掲】	「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的に基づき、各学校において人権・同和教育推進計画を作成し、教育活動全体を通じて、人権・同和教育を推進する。	A	教育課
	(ア) 朝倉市学校人権・同和教育研修会【再掲】	市内の小中学校における人権・同和教育を推進するため、授業公開を基にした小中合同の研修会を開催する。	A	教育課
	人権学習授業【再掲】	授業において、様々な人権問題を学習し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。	A	教育課
	(イ) 解放学習	様々な学習を通して、解放の学力を身につけ、差別に負けない、差別を見逃さない人材を育成する。	A	人権・同和対策課

課題分類		事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
② 推進育の 事業推進 ③ 隣保館、教育集会所の	(イ)	解放子ども会活動	部落差別の現実の中にある子どもたちの生活を確立するため、教科の学習、生活体験を通して、差別に気づき、差別に負けない、差別を許さない人材を育成する。	A	教育課 人権・同和対策課
	(イ)	周辺地域巡回事業	各地区で希望者を対象とした、各種の教室等を開設し、健康の増進や教養を深める。	A	人権・同和対策課
	(イ)	地域交流事業	地域住民を対象としたレクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る。	A	人権・同和対策課
	(ウ)	相談事業	地域住民に対し、生活上の相談、人権に係る相談に応じ適切な助言指導を行うため、機動的な相談体制を確立し、相談の結果、必要があるときは関係行政機関等の紹介を行う。	A	人権・同和対策課